

## 事務事業計画書兼評価表(A表)

### 1 事務事業に関する基本情報

				令和	2	年度
事業番号	198		事業名	保育所運営費		
担当課	町民課	担当係	保育所係	担当者	石破 一美	
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり	連絡先	0858-76-0205	
	施策体系	4	子育て支援の充実	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
	主な事業	保育所運営			事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町 <input type="checkbox"/> その他
予算区分	款	3	民生費	計画期間		開始
	項	2	児童福祉費		終了	—
	目	4	保育所費			
	事業	198	保育所運営費			

### 2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 町内保育所に通う児童並びに町内在宅保育者		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 児童の福祉を保障し、心身ともに健やかに育成する。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 家庭状況や児童の発達状況に応じた保育事業の提供		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 保育所保育指針に基づく保育実施、保育の質を確保するために保育専門員を配置し、保育士の巡回指導により保育士のスキルアップを目指すとともに、障がい児保育等特別保育事業実施のための保育士(臨時保育士)加配を行う。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育所入所させ、待機児童を出さない。保護者のニーズに沿った、病後児保育、一時保育など特別保育の充実を図る。		
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 児童福祉法、各特別保育実施要綱、子ども・子育て支援事業計画

### 3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	人	事業に必要な保育士加配人数	
	B	回	巡回指導回数	
	C	人・日	一時保育利用児童数	
	D	人・日	病後児保育利用児童数	
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	%	加配配置率	
	B	回	巡回指導回数	
	C	%	一時保育利用率	
	D	%	病後児保育利用率	

### 4 コスト

区分		単位	H29年度	H30年度	R1年度		R2年度		R3年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	人	33	37	44	36	43	36	38
	B	回	24	24	24	24	24	24	24
	C	人・日	461	277	400	353	400	435	400
	D	人・日	77	114	120	35	120	29	120
成果指標	A	%	76.7%	84.4%	100%	78.3%	100%	83.7%	100%
	B	回	24	24	24	24	24	24	24
	C	%	115.3%	69.3%	100%	88.3%	100.0%	108.8%	100%
	D	%	77.0%	95.0%	100%	29.2%	100.0%	24.2%	100%
トータルコスト		千円	707,745	713,966	777,433	713,292	784,882	709,012	752,266
担当職員数		人	56.0	57.0	57.0	56.0	56.0	55.0	56.0
職員人件費		千円	448,000	456,000	456,000	448,000	448,000	440,000	448,000
事業費		千円	259,745	257,966	321,433	265,292	336,882	269,012	304,266
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	3,634	3,977	3,564	4,396	3,846	4,948	4,961
	県支出金(交付金・補助金)	千円	11,502	43,457	13,159	29,574	9,748	19,386	11,578
	地方債(借入金)	千円	4,400	0	0	0	0	0	0
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	10,623	13,481	40,542	10,521	10,565	12,420	10,665
	一般財源(単町費)	千円	229,586	197,051	264,168	220,801	312,723	232,258	277,062

## 事務事業計画書兼評価表(B表)

### 5 実施活動内容・結果及び成果(到達点)(D)

令和 2 年度

実施活動内容・結果及び成果 (到達点)	実施活動内容・結果(何をしたのか)	<p>○保護者の就労等により保育を必要とする児童に対し、保育所への入所機会の確保を図り、保護者に代わり様々な保育を実施した。○家庭支援・障がい児保育・一時保育・延長保育・土曜保育・病後児保育といった各児童・保護者の状況に沿った保育を全保育所(5所)にて行い、保育士36人の加配を行った。○令和2年度も保育専門員1名を配置し、24回に渡る保育所巡回指導等を通じて、若手保育士を中心とした保育指導や保育等に関する相談活動を行った。また、町内保育所が開催する各種会議や研修にも積極的に参加している。○令和2年度の一時保育の利用児童数は目標400人に対し435人、病後児保育は目標120人に対し29人であり、コロナウイルス感染症の影響からか病後児保育の利用者数が減少している。</p>
	内容・結果に基づく成果(どうなったのか)	<p>○保育の必要性に係る保護者への個別聞き取りを行うなど入所の優先度を考慮するための取組等を実施し、保育所待機児童の防止に努めながら適切な保育を着実に実施することができ、子育てしやすい環境を確保することができた。○特別保育等における保育士の加配については、保育士の人材不足や低年齢児の入所割合の高さ等が影響して目標の43人を下回ったものの、保育所に配置されている人員全体で対応するなど、児童の状況や保護者のニーズに沿った保育を提供することができたと考える。○保育専門員による巡回指導や相談活動を行うことにより、保育士等にとって上司や同僚とは違った立場・視点での意見を聴くことができ、保育の質・効果の向上を図ることができているのではと考える。○一時保育、病後児保育ともに児童の様々な状況に応じた適切な保育の提供に努めながら、保護者のニーズに沿った保育の提供を行うことができた。</p>

### 6 事務事業の評価(C)

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	児童福祉法第24条第1項の規定のとおり、保育所における保育の実施については市町村がその義務を負うこととなっており、必要性が高い事業である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	児童福祉法第24条第2項の規定のとおり、市町村は保育所以外の保育(認定こども園など)についても必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。全ての保育について市町村が利用調整を行うこととなっているため、町が実施することが妥当である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無い)	13	20	①効率的である	これまで行ってきた保育所の統廃合により、一定程度、運営コストの削減や保育の効率性の向上を図ることができている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	保護者の就労等に対する支援など子育てしやすい環境の確保や次世代を担う子どもたちの健全な育成の観点からみても、優先度が高い事業である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	特別保育など各家庭の状況に沿ったよりきめ細かな保育を提供するとともに、保育専門員による活動等を通じた保育の質の向上を図ることができた。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	児童福祉法に規定されているとおり、保育は町が実施すべき重要な施策である。保護者の就労等に対する支援や次世代の健全育成を図るため、社会情勢や地域の実情、人口動態、保護者のニーズ等を考慮した適正な保育を今後も継続的に行っていく必要がある。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	<p>児童が心身ともに健やかに養育されるよう児童の保護者を支援することは、社会全体としての発展を図るうえで非常に重要な取組である。特に、人口減少が著しく進行している本町においては、共働き世帯の増加や核家族化の進行等による3歳未満児の入所希望の増加、病児・病後児保育や一時保育等といった特別保育に対する需要の高まりなど子育て世代の行政ニーズに対応し、保育の充実化を図っていくことは重要な施策となっている。施設面においては、これまで保育所適正配置計画に基づいて新施設の建設や現有施設の増改築・改修等を行い、多様な保育ニーズに対応できる環境の整備を図ってきた。ソフト面では保育士加配等による保育体制の充実化や保育料軽減による経済的負担の軽減等の取組も行っているところである。また、保育に関する助言・指導等を行う保育専門員(1名)を平成27年度から配置し、適切な保育環境・体制の確保や保育士の資質向上等に努めており、中長期的な視点で今後もその効果を期待したい。保育士の人材不足が全国的に叫ばれるなかにおいて、本町においても保育士の人員確保が喫緊の課題となっている。保育士の処遇改善については、財政的に大きな課題をクリアする必要があるため、国の財政措置や県内各団体の動向等を十分に見極めつつ、児童の安全・安心を確保し適正な保育を実施していくために必要な措置を講じるよう、引き続き検討を行う必要があると考える。また、ICT等の最新技術を活用し、事務負担軽減を図るなど、効率的で効果的な事業実施に努められたい。</p>
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

### 7 問題点及び今後の課題・方向性(A)

問題点	<p>事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所</p> <p>女性就業率の増加等に伴って低年齢児入所率も増加し、保育士不足や特別保育事業等保育ニーズの高まりがあるなかで、適正な保育を今後も実施していくためには、保育人材(人員)の確保が最大の課題である。また、保育人材が不足するなかであって、ICT化など保育業務の効率化を図る必要がある。</p>
今後の課題・方向性	<p>上記問題点を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか(課題)</p> <p>保育環境の充実や保育士の処遇改善が国策として推進されるなかにおいて、報酬・手当等保育所職員の処遇改善や保育業務の効率化のための取組について、県内各団体の状況等を見ながら、検討や実施を行っていく必要がある。また、保護者が求める多様な保育ニーズに対応していくため、保育所の統廃合が完了している現在、今後の保育の実施の方向性や在り方について検討を行っていく。</p>